

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）に盛り込むべき事項（案）

特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）の委任を受けた政令に盛り込むべきと考えられる事項は、次のとおり。

1 行政機関

- 法第2条第5号の政令で定める特別の機関は検察庁とし、各検察庁における行政機関の長（最高検察庁にあっては、検事総長 等）を定めること。
- 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関（指定を行わない行政機関）を定めること。

2 特定秘密の指定

(1) 指定に伴う措置

- 法第3条第2項の規定による指定に関する記録の作成は、書面又は電磁的記録（以下「指定の書面等」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録（以下「記載等」という。）することにより行うものとする。また、法第3条第2項に規定する措置（表示又は通知）を講じたときは、指定の書面等にその措置の内容を記載等するものとする。
 - ・ 指定の番号
 - ・ 指定をした年月日
 - ・ 指定の有効期間
 - ・ 指定をした情報
 - ・ 前号の情報に係る法別表に掲げる事項
- 法第3条第2項第1号の規定による表示の様式を定め、表示は、特定秘密に係る文書等の見やすい箇所に確実な方法によりしなければならないこととする。この文書等のうち特定秘密である情報を記録し又は化体する部分を容易に区分することができるときは、表示は、当該部分にしなければならないこととする。
- 法第3条第2項第2号の規定による通知は、特定秘密である情報を特定して記載した書面により行わなければならないこととする。
- 各行政機関の職員のうちから、特定秘密の保護に関する業務の管理に当たる特定秘密管理者を指名し、指定をしたときは、当該指定に係る特定秘密管理者に、当該指定をした情報及び当該指定の有効期間を通報するものとする。

(2) 指定の有効期間の満了に伴う措置

- 指定の有効期間が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ・ 指定の書面等に指定の有効期間が満了した旨記載等すること。

- ・ 指定の表示をした特定秘密に係る文書等に、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。
- ・ 法第3条第2項第1号の表示をしていない場合には、指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る特定秘密を取り扱う者に通知すること。
- ・ 指定の有効期間が満了した旨を、当該指定に係る特定秘密の提供先、特定秘密管理者等に通知すること。

(3) 指定の有効期間の延長に伴う措置

- 法第4条第2項の規定による指定の有効期間の延長は、次に掲げる措置を講ずることにより行うものとする。
 - ・ 指定の書面等に、延長後の指定の有効期間及び当該有効期間が満了する年月日を記載等するものとする。
 - ・ 指定の有効期間を延長する旨を、当該指定に係る特定秘密の提供先、特定秘密管理者等に通知すること。
- 特定秘密管理者は、指定の有効期間が延長されたときは、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員にその旨を周知させなければならないこととする。
- 法第4条第5項の政令で定める措置（内閣の承認を得ようとする場合の保護措置）は、特定秘密に係る文書等について紛失等を防止するための措置を講じた上で、行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指定する職員が携行することとする。

(4) 指定の解除に伴う措置

- 法第4条第7項の規定による指定の解除は、次に掲げる措置を講ずることにより行うものとする。
 - ・ 指定の書面等に指定を解除した旨及び解除の年月日を記載等すること。
 - ・ 特定秘密の表示をした特定秘密に係る文書等に、指定が解除された旨の表示をすること。
 - ・ 法第3条第2項第1号の表示をしていない場合には、指定を解除する旨を当該指定に係る特定秘密を取り扱う者に通知すること。
 - ・ 指定を解除する旨を、当該指定に係る特定秘密の提供先、特定秘密管理者等に通知すること。
- 特定秘密管理者は、指定が解除された場合には、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員にその旨を周知させなければならないこととする。

(5) 特定秘密の保護措置

- 法第5条第1項の政令で定める措置（特定秘密の保護に関し必要な措置）は、次のとおりとする。

- ・ 指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること。
 - ・ 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施、特定秘密を取り扱う場所への立入り等の制限、特定秘密の取扱いに使用する電子計算機の制限、特定秘密に係る文書等の作成・保管等の方法、保護状況の検査の実施、紛失等が発生した場合の措置その他特定秘密の保護上必要な事項を定め、指定に係る特定秘密管理者に当該事項について必要な措置を講じさせること。
 - ・ 特定秘密管理者に、法第3条第2項第1号の規定による表示がされたもの以外に指定をされた特定秘密に係る文書等があるときは、その表示と同様に、特定秘密の表示をする措置を講じさせること。
 - ・ 特定秘密管理者に、指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に当該指定がされた旨を周知させること。
- 法第5条第3項の政令で定める事項（都道府県警察が特定秘密を保有する際に警察庁長官が指示する保護措置）は、次のとおりとすること。
- ・ 都道府県警察において指定に係る特定秘密の取扱いの業務を管理する者
 - ・ 指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる都道府県警察の職員の範囲
 - ・ 行政機関の長が指定をした場合に定める事項と同様の特定秘密の保護に係る事項を定める措置
 - ・ 指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる都道府県警察の職員への特定秘密として指定された旨の周知
- 法第5条第4項の政令で定める基準（適合事業者の基準）は、次のとおりとすること。
- ・ 特定秘密の保護上必要な措置に関し従業者が遵守すべき規則を定めていること。
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務に従事する従業者に特定秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。
- 法第5条第5項の政令で定める事項（適合事業者との契約で定める事項）は、次のとおりとすること。
- ・ 特定秘密の取扱いの業務に従事する従業者の範囲
 - ・ 特定秘密に係る文書等の取扱いの手續
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施
 - ・ 特定秘密の紛失等が発生した場合の措置
 - ・ これらのほか、特定秘密の保護上必要な措置

3 特定秘密の提供

- 法第6条第2項の政令で定める事項（他の行政機関に提供する際の協議事項）は、次のとおりとすること。
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務を管理する者
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲
 - ・ 特定秘密に係る文書等の取扱いの手続
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施
 - ・ 特定秘密の紛失等が発生した場合の措置
 - ・ これらのほか、特定秘密の保護上必要な措置
- 法第10条第1項第1号の政令で定める措置（安全保障以外の公益上の必要による提供の相手方が講じる措置）は、次の措置であって、特定秘密を利用し、又はこれを知る者がこれを保護することができることと当該特定秘密を提供する行政機関の長が認めるものとする。こと。
 - ・ 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
 - ・ 提供に係る業務以外に特定秘密が利用されないようにすること。
 - ・ 特定秘密に係る文書等について紛失等を防止するための措置を講ずること。
 - ・ これらのほか、特定秘密の保護上必要な措置を講ずること。

4 特定秘密の取扱者の制限

- 法第11条第7号の政令で定める者（行政機関の長、国務大臣等以外で適性評価を要しない者）は、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの（国家公安委員会の委員 等）等とすること。

5 適性評価

- 適性評価の実施に当たっては、適性評価の対象となる者に書面に必要な事項を記載させるものとする。
- 適性評価の告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。
- 法第16条第1項の政令で定める事由（適性評価によって取得した個人情報等を例外的に特定秘密の保護以外の目的に利用等をする事由）は、条件付採用期間中の職員等の分限の事由及び地方公務員の分限の事由として都道府県の条例で定める事由等とすること。
- 行政機関の長の適性評価に関する権限又は事務は任命権等が委任された職員に委任することができることとする。

6 その他

- 施行期日その他所要の規定を設けること。